

兵庫県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年2月17日

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 酒 井 隆 明

## 兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第2号

### 兵庫県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する 条例

兵庫県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条第1項中「昭和22年法律第67号」の次に「第292条において準用する同法」を加え、「（以下「広域連合」という。）」を削り、「等」を「及び職員以外の者（以下「職員等」という。）」に、「関して」を「関し」に、「ことを目的」を「もの」に改め、同条第2項中「職員及び職員以外の者」を「職員等」に改める。

第2条及び第3条を次のように改める。

（準用）

第2条 職員等に対し支給する旅費は、旅費条例（昭和27年神戸市条例第45号。以下「神戸市旅費条例」という。）、旅費条例施行細則（昭和27年神戸市規則第76号）及び市長の事務部局の職員の旅費取扱規程（昭和27年神戸市訓令甲第10号）の規定を準用する。

（職員等の級）

第3条 神戸市旅費条例別表に対応する職員等の級は、次のとおりとする。

- (1) 事務局長 2級
- (2) 事務局次長 3級
- (3) 上記以外の者 4級

第4条から第21条までを削り、第22条を第4条とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。